

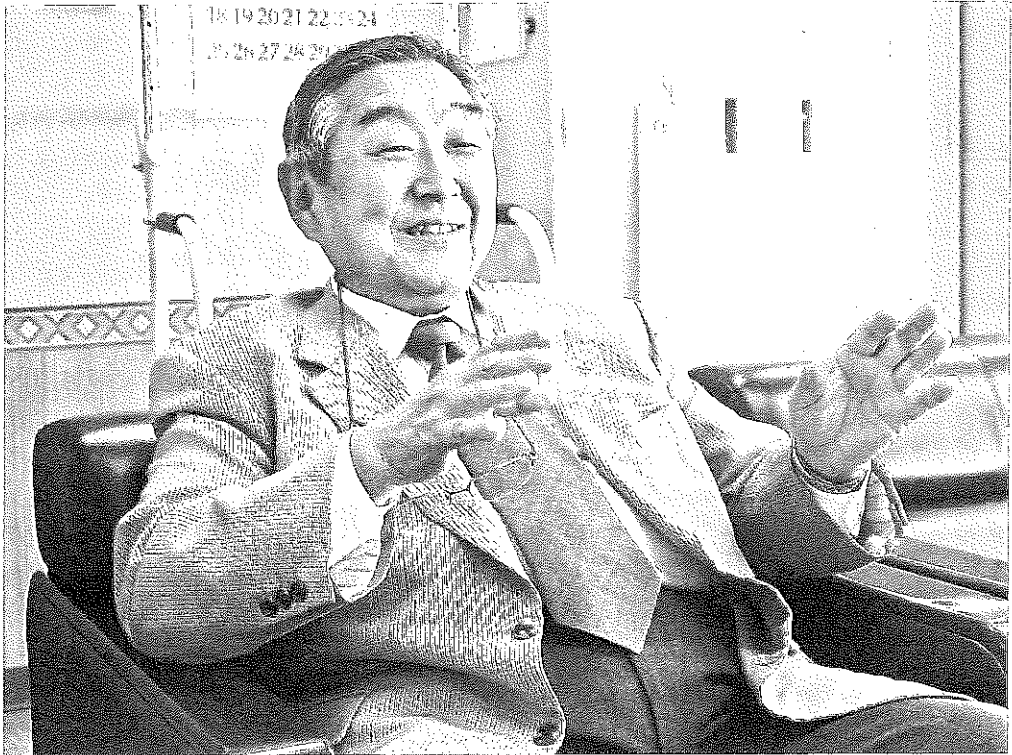
創業者の声

第9回

加山興業株式会社 取締役会長

加山 昌弘 氏

1947年、愛知県名古屋生まれ。1961年、加山興業株式会社設立、1978年代表取締役に就任し、2010年取締役会長に就任した。1988年に愛知県産業廃棄物協会青年部会発足、初代会長を務める。1991年に愛知県産業廃棄物協会理事に就任、2007年に副会長、現在は理事に就任している。2000年に生活環境改善事業功労者表彰（厚生大臣）、2015年に愛知県知事表彰を受賞。



日本一頑固なごみ屋さん、
スケールの大きな持論を展開

産廃業界しか知らない

——まず、産廃処理業を始められたきっかけをお聞かせ下さい。

当社は、私の父親が創業者でして、二代目の私はこの連載にそぐわないかもしれませんが。私が大学4年生の時に父親が病に倒れ、跡を継ぐことになりました。大学卒業後、すぐに仕事をはじめたものですから、産業廃棄物処理業しか知りません。

もともとは、新幹線の車両などを作っている日本車輛の専属の産廃処理を一手に引き受けていたのです。日本車輛に出入りしている運送会社の社長さんに父が請われて、始めることになりました。産廃処理業というよりも、日本車輛の専属のごみ処理企業だったのです。そして、日本車輛が工場を豊川工場に一本化したいということで、一緒に豊川で仕事することになりました。

ところが、施設といっても日本車輛の中の選別工場には、屋根がなかった。雨が降ると、雨合羽を着ながら選別作業をしていました。屋根のあるところで仕事がしたいと日本車輛に懇願したのですが、なかなか首を縦に振ってくれない。そうしたところ、名古屋に持っていた現場が土地の収用にかかり、豊川に土地を買うことができて、屋根付きの工場を作ることができました。

当時の排出事業者は、ごみのことは何も知らない、全く興味がないわけです。廃棄物処理に費用を払うなどということは、全く排出事業者の念頭にはなかったわけですから、処理業者は、ごみの中から紙くずだとか鉄くずだとかを拾って資金源にしていたのです。

焼却炉は難しい

——そんな時代を乗り越えて中間処理業をはじめられました。

25才ぐらいの時から、愛知県内に7箇所最終処分場を作りました。近隣住民から苦情が出るなど、苦勞しました。それで、中間処理、焼却をやろうと、1年半ぐらいかけて色々な焼却炉を見て回りました。ところが、焼却炉をお持ちの社長さん方は、みなさん、困り果てていました。原因は、塩素ガスです。塩素ガスが出るなんて、誰も知りませんでしたよ。こちらは、産廃処理業者であって、技術のことはわからないのですから。焼却をはじめてわかったのですが、廃棄物が持ち込まれたら早く燃やしたいのです。ところが、早く燃えない。一晩かかります。今の炉は素晴らしいですが、当時は試行錯誤の中で作っていました。炉を立ち上げる時はいいのですが、立ち下がりに往生しました。当時は、燃えないものも燃やさないとはいけませんでした。炉の中の空気が足りなくなると、温度が下がってしまい、不完全燃焼の煙が出てしまいます。焼却炉は、何でも燃やすと思っていたらそうではなかった。ものすごく難しいですね。こういった経験を通り過ぎて、今の性能の良い焼却炉ができたのです。経験しないとわかりません。

——今では、大きく会社が発展されました。

破碎・選別施設、焼却施設、蛍光灯破碎施設など処理内容は多岐にわたっています。扱う廃棄物も、一般廃棄物を含め14品目、特別管理産業廃棄物も2品目扱っています。現在、毎月約4000tの廃棄物を処理し、80%近くリサイクルしております。

私は、2010年に代表取締役を息子に譲り、取締役会長に就任しました。きっかけは、息子から「この会社の社員は、お客様を見ている人がいない」という一言でした。はっとさせられましたね。これを聞いて社長をやめることを決意しました。持ってきて頂いたものを、みんなで知恵を絞って、どうやって処理するか考えるのが産廃処理

業者ではないの、と息子に教えられたようなものです。社員数も息子の代になって、100名を超えました。苦勞するとは思いますが、息子に会社を引っ張って行ってもらいたいと思います。

——愛知県産廃協会でも色々と役目がおありですね。

理事を務めさせて頂いております。そのほか、綱紀特別委員長、安全衛生委員長、適正処理委員、福利厚生委員会の副委員長です。その中でも、安全衛生委員長が一番、自分に合っていますね。好きな仕事です。会社は人でもっています。きちっとやっていきたいという思いの中で、社員の生活と健康を守ってやらないといけません。私は、現場上りの人間だから、現場の気持はよくわかるのです。安全の出発点について検討することは、意義のあることです。

これだけは言わせて欲しい

——何か持論をお持ちなのでしょうか。

一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、処理費用は税金で賄われています。一般市民が一般廃棄物の処理はタダだと思っていることが、産業廃棄物の処理料金に大きな影響を与えている、ということです。環境省では、平成19年に「一般廃棄物処理有料化の手引」を発行しまして、一般廃棄物処理の有料化を推進するべきと明確化しました。さらに、その中で処理料金の算出方法が明記されています。愛知県産業廃棄物協会では、定期的に県、中核市と意見交換会を開催しているのですが、その場で私は、「一般廃棄物の処理料金を算出して欲しい」といつも要望していました。

仕事で苦勞を感じたことはありません。ラッキーでしたね。何も知らないから、迷惑をかけないように、まじめにやることしか知りません。

昨年、やっと中核市から「実際、これだけかかっているが、市民には2分の1、あるいは3分の1しか負担してもらっていない」という回答を頂きました。全国的にこういう要望は出されたことはないと思います。

廃棄物処理法では、紙くず、木くずなど7種類の産業廃棄物に業種指定を設けていますから、事業系一般廃棄物は当然出ます。ダイコーの事件で、処理料金を追求したことはありません。予想でしかありませんが、安かったからダイコーに集まったと思います。同じ廃棄物なのに事業系一般廃棄物として処理されて、それが産廃の処理料金にはね返ってくるのです。

ダイコー事件が起きたときは処理業者が悪い、という声だけが大きかったように思います。産廃処理業者は、排出事業者に適正な処理料金を求めたいのですが、価格競争に負けたくないのので安い料金で処理を受託してしまうケースがあります。排出事業者の立場になって考えたら、一般廃棄物は市町村が無料でやっているのに、なんで我々が事業系一般廃棄物の処理料金を払わなくてはいけないのか、という考えが根本にあります。

ごみはただで捨てられる、と思っていることが根本の問題です。今や、市町村が一般廃棄物の処理コストをまかなうことができなくなっている状況にもなっています。ごみ処理費を応分に払ってもらってれば、こんな問題は起きなかった。スケールが大きくて、考え方から変えないといけないのですが、今すぐは無理です。しかし、無理だといっちゃうと無理なので(笑)、青年部のような若い世代に風穴を開けて欲しいと思います。